

車両の使用制限

公安委員会が、車両の使用者に対し、放置違反金の納付命令をした場合、その納付命令の原因となる違反が行われた日（標章取付日）を起算日として、過去6月以内に、使用制限の前歴の回数に応じて表1の納付命令の回数を受けると、表2の期間の範囲内で車両の使用が制限されます。

なお、前歴の回数とは、納付命令の原因となる違反が行われた日前1年以内に車両の使用制限命令を受けた回数のことをいいます。

●使用制限命令の対象（前歴なしの例）

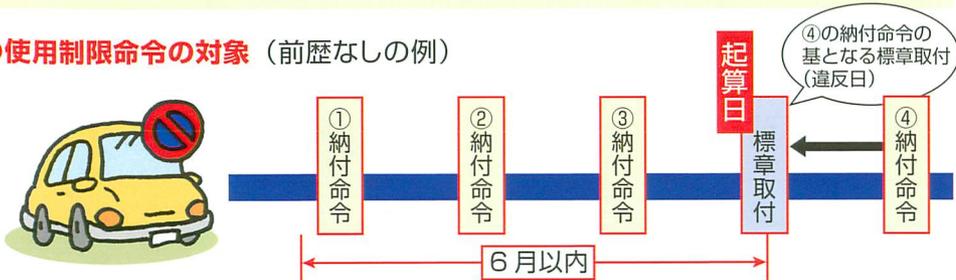


表1

前歴の回数	納付命令の回数
なし	3回
1回	2回
2回以上	1回

表2

車両の種類		期間
大型自動車 大型特殊自動車	中型自動車 重被けん引車	3月
普通自動車		2月
大型自動二輪車 小型特殊自動車	普通自動二輪車 原動機付自転車	1月

車検拒否

放置違反金を滞納して公安委員会による督促を受けた者は、車検時に、放置違反金を納付したこと又は徴収されたことを証する書面を提示しないと自動車検査証の返付（継続検査又は構造等変更検査）を受けることができません。

※運転者が警察署等へ出頭し、反則告知を受けて反則金を納めても、車検拒否が解除されるまでには、納付日から1～2週間かかることがありますのでご注意ください。

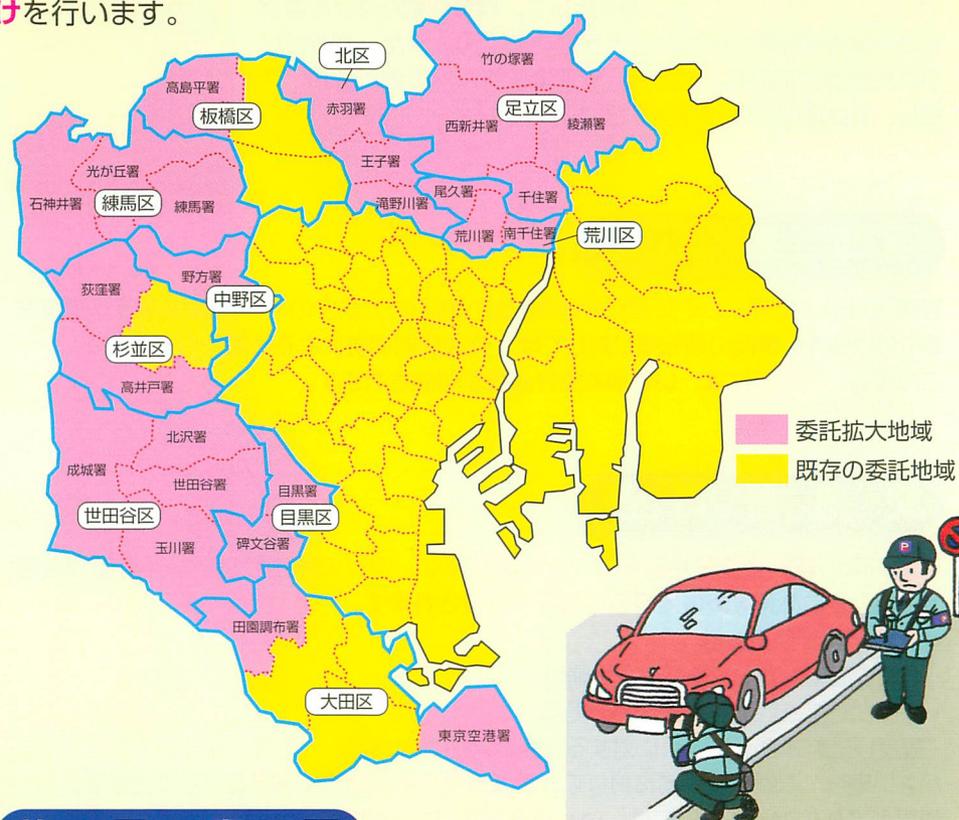


滞納処分

放置違反金の納付命令を受けた者が、納付期限を過ぎても納付しなかった場合には、公安委員会による督促を経て、財産の差押えなど強制的に放置違反金を徴収することとなります。

駐車違反取締りの民間委託地域が拡大されます

平成20年4月1日から東京23区内全域において、**放置車両確認事務が民間委託**されます。新たに25警察署において、警察官以外に放置車両確認機関から選任された**駐車監視員が巡回し、放置車両の確認及び標章の取付け**を行います。



放置車両

放置車両とは、**違法駐車と認められる場合**における車両であって、**運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの**です。

車両の停止時間の長短、車両から離れた距離の遠近、エンジンを止めていたか否か、ハザードランプを点けていたか否かということには関係なく、運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にあり、違法駐車と認められる場合は、放置車両となります。

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



放置車両確認標章

警察官や駐車監視員が放置車両を確認した場合、確認をした旨などを告知する**放置車両確認標章**を車両の見やすいところに取り付けます。

取り付けられた**標章は、車両の使用者、運転者、管理責任者は取り除くことができます**が、原則として、標章を取り付けた警察官や駐車監視員は取り除くことができません。また、取り付けられた標章を使用者、運転者、管理責任者以外の者が破損・汚損し、又は取り除くと処罰されます。



運転者責任

駐車違反は、原則として交通反則通告制度が適用されますので、放置車両確認標章を取り付けられた**車両の運転者に対しては、交通反則切符による告知**が行われます。この場合、**運転者には、いわゆる免許点数が付加されます**。

使用者責任

放置車両の**運転者責任が追及できない場合**には、違反の防止に必要な運行管理を行うべき立場にある**車両の使用者の責任が追及されます**。

都道府県公安委員会は、

- ・違反した運転者による反則金の納付
- ・違反した運転者に対する公訴の提起
- ・違反した運転者（少年）に対する家庭裁判所の付審判

がない限り、車両の使用者に対して**放置違反金の納付を命令**することができます。

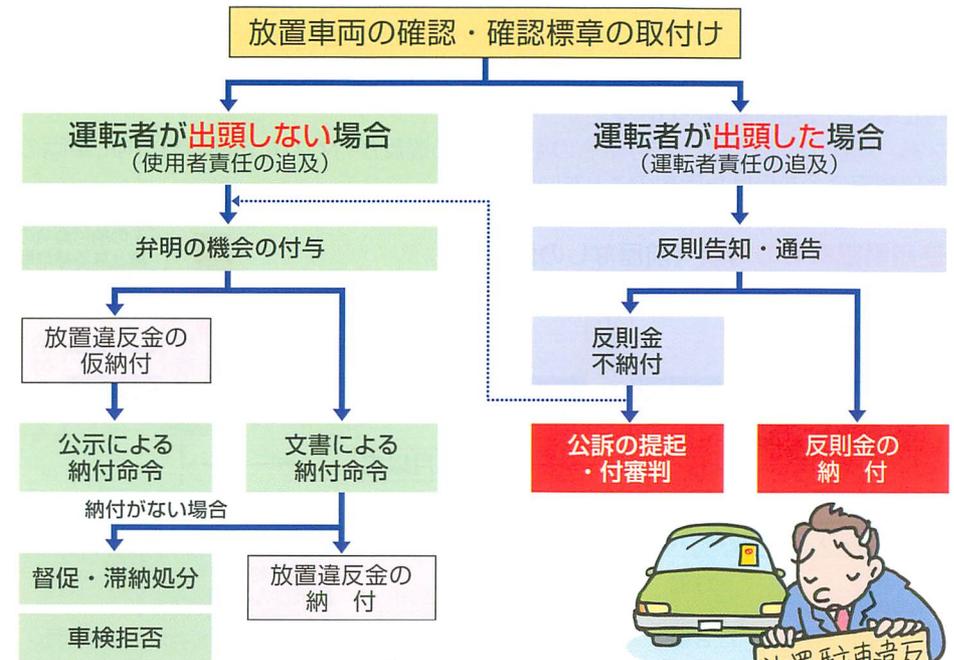
使用者責任の追及については、**いわゆる免許点数が付加されることはありません**。

車両の使用者

車両の使用者とは、「車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配・管理する者であり、車両の運行について最終的な決定権を有する者」のことをいいます。通常、**自動車検査証に記載されている使用者**がこれに当たります。



放置駐車違反に対する責任追及の流れ



●**放置違反金の額**（放置違反金は、反則金と同額です。）

違反種別	車両の種類	大型自動車	普通自動車	大型自動二輪車 普通自動二輪車 小型特殊自動車 原動機付自転車
		中型自動車 大型特殊自動車 重被けん引車		
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	25,000円	18,000円	10,000円
	駐車禁止場所等	21,000円	15,000円	9,000円
駐停車違反	駐車禁止場所等	12,000円	10,000円	6,000円

弁明

運転者責任が果たされず、公安委員会が車両の使用者に対して放置違反金の納付命令をしようとする時は、**車両の使用者に対して、有利な証拠を提出する等の弁明の機会が与えられています**。弁明は車両の使用者が行うものであり、**駐車違反をした運転者が行うものではありません**。

なお、弁明が認められない場合は、放置違反金納付命令書が送付されます（弁明に対する回答はありません。）。